

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 火薬類取締法
根 拠 条 項： 第17条第8項
処 分 の 概 要： 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 火薬類取締法 第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請） 第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） ○ 火薬類取締法施行令 第12条（猟銃用火薬等） ○ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請） 第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 許可証の交付を受けた警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：